

東広島市立安芸津中学校いじめ防止基本方針

平成26年8月1日策定

1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。

この基本方針は、いじめ防止推進法に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠させたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報する必要があるものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(2) 生徒の主体的な活動の支援

生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、生徒会を中心とした「いじめ撲滅キャンペーン」といった活動を行う等、生徒の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であつても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要である。

また、いじめられている生徒を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

いじめを発見・通報を受けた教職員が一人で問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた生徒を守りきるという立場にたち、組織的に対応する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、警察等の関係機関と連携し対処する。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要があり、組織的な対応を可能とするような体制を整備しておく。

(5) 地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめ問題について学校と家庭、地域が連携した対策を推進する。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を作っていく。

4 実施体制

生徒の尊厳が守られ、いじめ防止について組織的・積極的に対応する姿勢を明確にし、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する措置の体制整備及び取組について企画立案し、いじめの解消を図るため、校内に「いじめ防止委員会」を設置し組織的に対応する。

5 いじめ防止等に係る具体的な対応

いじめ防止委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながら、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定及び校内研修の実施
- (3) いじめ防止等に係る関係機関との連携
- (4) いじめ防止等に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (5) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・周知
- (6) いじめ防止等に係る定期的なアンケート調査の実施及び個別面談の実施
- (7) 「いじめ対応マニュアル」の作成と実行管理
- (8) 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成

6 重大事態への対応

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要な場合や、生徒の生命や心身に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合、や生徒が自殺を企図した場合、精神性の疾患を発症するような重大事態が含まれる。これらの重大事態については、いじめ防止委員会を中心とする「プロジェクトチーム」を設置し、事態に対処するとともに、東広島市教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、事実関係を明確にし、再発防止に役立てるとともに、その結果を東広島市教育委員会に報告する。

7 「東広島市立安芸津中学校いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

東広島市立安芸津中学校いじめ防止基本方針は、本校ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。